

## 鹿児島県介護サービス情報の公表実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の35の規定に基づき、介護サービスの内容及び介護サービスを提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であって、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に介護サービスを利用する機会を確保するために公表されることが必要なもの（以下「介護サービス情報」という。）の公表について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (実施体制)

第2条 介護サービス事業者が報告する介護サービス情報の受理、公表及び調査等の事務は、鹿児島県知事（以下「知事」という。）が行うものとする。

### (公表対象事業者等)

第3条 介護サービス情報の公表の対象となる介護サービスは、介護保険法施行規則（平成11年厚生省第36号。以下「省令」という。）第140条の43第1項に規定されるサービスとする。

2 介護サービス情報の公表の対象となる事業者は、第6条第2項に定める計画の基準日前（以下「基準日前」という。）の1年間において、介護報酬の受領額（利用者負担額を含む。）が100万円を超える事業者及び新たに介護サービスの提供を開始しようとする事業者（以下「公表対象事業者」という。）とする。

3 前項の規定にかかわらず、基準日前の1年間の介護報酬の受領額が100万円以下の介護サービスを提供する事業者が、介護サービス情報の公表を希望する場合は、これを妨げない。

4 知事は、鹿児島県国民健康保険団体連合会から基準日前の1年間の介護報酬支払い状況入手し公表対象事業者を把握するものとする。

なお、特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売事業者については、当該サービスを提供している介護サービス事業者からの申告により、公表対象事業者を把握するものとする。

### (介護サービス情報の内容)

第4条 公表対象事業者が報告する介護サービス情報は、省令第140条の45に規定する別表第1に掲げる項目（以下「基本情報」という。）及び別表第2に掲げる項目（以下「運営情報」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、新たに介護サービスの提供を開始しようとする事業者（以下「新規事業者」という。）が報告する介護サービス情報は、基本情報のみとする。

ただし、新規事業者が運営情報の報告及び公表を希望する場合は、これを妨げない。

3 第1項に定める項目のほか、知事の必要であると判断した項目（以下「独自項目」という。）について報告を求め公表することができる。

### (介護サービス情報の公表の頻度)

第5条 介護サービス情報の公表の頻度は、毎年度1回とする。

(介護サービス情報の報告等に関する計画)

第6条 知事は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の2第1項の規定に基づき、介護サービス情報の報告に関する計画及び公表に関する計画（以下「計画」という。）を一体の計画として毎年度策定し、県のホームページにおいて公表するものとする。

2 計画の基準日は、4月1日とする。

3 計画の期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

4 知事は、計画に基づき公表対象事業者（新規事業者を除く。）に対し、報告等に関する通知を行うものとする。

(介護サービス情報の報告及び受理)

第7条 公表対象事業者（新規事業者は除く。）は、第6条第1項に定める計画に基づき、知事に対して介護サービス情報の報告を行うものとする。

ただし、新規事業者については、別途通知に基づき報告を行うものとする。

2 前項に掲げる介護サービス情報の報告は、インターネットを經由して行うものとする。

なお、インターネットを經由して介護サービスの報告を行うことができない公表対象事業者については、紙媒体で知事に介護サービス情報の報告を行うことができる。

3 公表対象事業者が別表に定める各区分において2つ以上の介護サービスを一体的に運営している場合は、一体的に報告することができる。

4 知事は、公表対象事業者が報告する介護サービス情報について、報告内容に記入漏れ等の不備がないこと等を確認して受理するものとする。

(介護サービス情報の公表)

第8条 知事は、公表対象事業者から報告を受けた後、第6条第1項に定める計画に基づき公表するものとする。

ただし、第9条第1項により調査を実施したときは、当該調査結果について公表するものとする。

2 介護サービス情報の公表は、インターネットにより行うものとする。

ただし、利用者等からの要請に応じて、紙媒体による情報提供、閲覧等についても行うものとする。

3 公表対象事業者は、公表する介護サービス情報について、介護サービス事業所又は施設の見やすい場所に啓示するなど、利用者等への情報提供に努めるものとする。

(調査の実施等)

第9条 知事は、法第115条の35第3項の規定により、別に定める「鹿児島県介護サービス情報公表制度調査指針」に基づき調査を行うものとする。

2 調査項目は、基本情報、運営情報及び第4条第3項に定める独自項目のうち、知事が必要と認める項目とする。

3 調査を実施するときは、第1項で調査の対象となった事業者（以下「調査対象事業者」という。）に対して事前に通知を行い、調査は、調査対象事業者を訪問し、当該事業者を代表する者との面接の方法によって行うものとする。

なお、知事が面接調査以外の方法により適正な調査ができると判断した場合には、面接調査以外の方法によって行うものとする。

- 4 第7条第3項により一体的に報告されたものについては、調査を一体的に行うものとする。
- 5 調査終了後は、調査結果について事実誤認がないこと及び調査結果がそのまま公表されるものであることについて調査対象事業者の同意を得るものとする。
- 6 前項の同意が得られなかった場合は、法第115条の35第4項の規定に基づく報告の内容の是正命令等の対応について検討する。

(公表した介護サービス情報の修正)

第10条 公表した介護サービス情報(以下「公表情報」という。)に修正の必要があるときは、公表対象事業者は、速やかに知事に対して報告するものとする。

ただし、前条により調査を行った項目は除くものとする。

- 2 知事は、前項に規定する報告を受領したときは、速やかに公表情報を修正するものとする。

(公表の削除)

第11条 知事は、介護サービス情報を公表している公表対象事業者の介護サービスが、廃止、休止、取消、停止又は失効となったことを確認したときは、当該事業者の公表情報を削除する。

- 2 知事は、第8条第1項により公表対象事業者の情報を公表するときは、当該事業者の当該年度の計画以外の公表情報がある場合は、これを削除する。
- 3 知事は、当該年度の計画に基づく公表対象事業者以外の事業者の公表情報は、当該年度の公表対象事業者(新規事業者を除く。)及び第3条第3項に規定する事業者の情報の公表が完了したときに、これを削除する。

(介護サービス情報に関する苦情等への対応)

第12条 知事は、公表情報に関して、利用者及び事業者等からの苦情等への対応窓口を設けるものとする。

- 2 知事は、公表情報に関する利用者からの苦情等があったときは、必要に応じて事業者に対し、照会、調査を行うものとする。
- 3 知事は、苦情等に関する対応の経過を記録するものとする。

附 則

この要綱は、平成25年2月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月16日から施行し、改正後の規定は令和2年4月1日から適用する。